



# 伊勢原市会計年度任用職員 (スクールソーシャルワーカー)

## 募集案内

### 1 応募受付期間

令和2年6月1日(月)～ 募集人数に達するまで

### 2 募集人数及び仕事内容等

募集人数、仕事内容、勤務日数、勤務時間、勤務場所、時間給などについては、別紙「勤務条件票」をご確認ください。

### 3 応募資格

別紙「勤務条件票」に記載された必要な要件を有する人で、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人となります。

なお、選考の途中で、応募資格が無いことが明らかになった場合は、その後の選考は受験できません。この場合は、棄権と同様に取り扱います。また、合格している場合は、合格を取り消します。

### 4 申込方法

会計年度任用職員として働くことを希望される方は、別紙「会計年度任用職員選考申込書」に記入の上、原則、直接教育センターに提出してください。

#### (1) 提出書類

- 会計年度任用職員選考申込書(写真貼り付けあり)

所定の申込書に必要事項をもれなく記入のうえ、申込書に写真を貼付してください。

写真は、申込前3か月以内に撮影した鮮明なものを使用してください。

※縦3.5cm、横3.0cm、上半身、正面向き、脱帽のもの。裏面に氏名を記入してください。

- 申込時に資格を証明する書類の写しを提出してください。

この他、この選考で提出された書類は一切返却できません。ただし、書類不備等により受付できない書類は返却します。

さらに、応募資格を満たしていない場合や提出書類に不備がある場合、申込期限を過ぎている場合は受付できません。

## 5 選考の実施から採用まで

選考は教育センターにおいて、面接試験を実施します。具体的な面接の日程については、お申込みいただいた方に、教育センターから個別にご連絡いたします。

## 6 各種手当、休暇制度等

### (1) 各種手当

通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当に相当する報酬や、期末手当が支給されます。

### (2) 休暇制度

任用期間や勤務日数に応じて年次休暇、夏季休暇、忌引き休暇などがあります。

### (3) 社会保険

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ加入になります。

## 7 再度の任用について

一会計年度終了後、人事評価結果等により公募によらず再度任用される場合があります。

なお、再度の任用は会計年度任用職員としての任用を決定するものであり、同じ職種や勤務場所での任用となります。同様の職であっても、前年度と異なる勤務条件での任用となる場合があります。

< 問い合わせ先 >

伊勢原市役所教育部教育指導課教育センター

電話 0463-74-5253